ふぐを原材料とするふぐ加工品	［略］	原料ふぐの種類	原料ふぐの種類を次に掲げる標準和名（以下「標準和名」という。）で表示するとともに、「標準和名」の文字を表示する。 ［一～二十一　略］ ［号を削る。］ 二十二～二十七　［略］
［略］			

別表第二十三（第十三条関係）

［略］

切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを原材料とするふぐ加工品を除く。）であって、生食用のもの（凍結させたものを除く。）に関する事項

［略］

ふぐを原材料とするふぐ加工品に関する事項

［略］

別表第二十四（第十九条、第二十条、第二十四条、第二十五条関係）

食品	表示事項	表示の方法	
［略］			
ふぐの内臓を除去し、皮をはいだもの並びに切り身にしたふぐ、ふぐの精巣及びふぐの皮であって、生食用でないもの	［略］	原料ふぐの種類	原料ふぐの種類を標準和名で表示するとともに、「標準和名」の文字を表示する。
	［略］		
切り身にしたふぐ、ふぐの精巣及びふぐの皮であって、生食用のもの	［略］	原料ふぐの種類	原料ふぐの種類を標準和名で表示するとともに、「標準和名」の文字を表示する。

ふぐを原材料とするふぐ加工品（軽度の撒塩を行ったものを除く。）	［同上］	原料ふぐの種類	原料ふぐの種類を次に掲げる標準和名で表示するとともに、「標準和名」の文字を表示する。 ［一～二十一　同上］ 二十二　しろあみふぐ 二十三～二十八　［同上］
［同上］			

別表第二十三（第十三条関係）

［同上］

切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを原材料とするふぐ加工品（軽度の撒塩を行ったものを除く。）を除く。）であって、生食用のもの（凍結させたものを除く。）に関する事項

［同上］

ふぐを原材料とする食品（軽度の撒塩を行ったものを除く。）に関する事項

［同上］

別表第二十四（第十九条、第二十条、第二十四条、第二十五条関係）

食品	表示事項	表示の方法	
［同上］			
ふぐの内臓を除去し、皮をはいだもの並びに切り身にしたふぐ、ふぐの精巣及びふぐの皮であって、生食用でないもの	［同上］	原料ふぐの種類	原料ふぐの種類を標準和名で表示するとともに、標準和名である旨を表示する。
	［同上］		
切り身にしたふぐ、ふぐの精巣及びふぐの皮であって、生食用のもの	［同上］	原料ふぐの種類	原料ふぐの種類を次に掲げる標準和名（以下「標準和名」という。）で表示するとともに、「標準和名」の文字を表示する。 一　とらふぐ 二　からす 三　まふぐ 四　しまふぐ 五　しょうさいふぐ